租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(都市再開発法			
	の名称	の市街地再開発事業により権利等を取得した場合)			
2	対象税目 ① 政策評価の	法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義			
	対象税目				
	② 上記以外の	所得税:外、個人住民税:外			
	税目				
3	内容	《制度の概要》			
		法人が有する資産について、都市再開発法の市街地再開発事業			
		が施行され、権利変換等により施設建築物の一部等を取得する権			
		利等を取得した場合、圧縮限度額(交換取得資産の価額から当該			
		換地処分等により譲渡した資産の簿価額を控除した残額)の範囲で			
		その帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額			
		に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上損金算入			
		することができる。			
		《関係条項》			
		租税特別措置法第 65 条第1項第4号、第 10 項			
		租代特別指直法弟 05 宋弟 I 垻弟4 亏、弟 I U 垻			
4	担当部局	国土交通省都市局市街地整備課			
5	評価実施時期及び分析対	 評価実施時期:令和7年8月			
	象期間	分析対象期間:令和2年度~令和6年度			
6	 創設年度及び改正経緯	(権利変換等により施設建築物の一部等を取得する権利等を取得した			
	4,12,1,2,1,0	場合の特例)			
		昭和44年度 創設			
		昭和 50 年度 拡充(第二種市街地再開発事業による収用又は買取り			
		に伴いその対償として建築施設を取得する場合を			
		追加)			
		平成元年度 拡充(第二種市街地再開発事業における特則型管理処			
		分手続の場合を追加)			
		平成 14 年度 拡充(施行者に会社施行の場合を追加)			
		平成 28 年度 拡充(第一種市街地再開発事業における個別利用区へ			
		の権利変換の場合を追加)			
		令和2年度 拡充(第一種市街地再開発事業において借家権を取得			
		算制度への移行に伴う改正)			
7	適用期間	恒久措置			
8	必要性 ① 政策目的及				
	等びその根拠	市街地再開発事業の推進により、地方都市の再生や大都市の国			
		際競争力の強化に向けた都市機能の更新、安全なまちづくりに向け			
		た密集市街地の解消を図る。			
	必要性 ① 政策目的及	する場合等を追加) (グループ法人税制の特例) 平成 27 年度 創設 平成 28 年度 拡充(上記に伴う改正) 令和2年度 拡充(上記に伴う改正及び連結納税制度のグループ通算制度への移行に伴う改正) 恒久措置 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 市街地再開発事業の推進により、地方都市の再生や大都市の国際競争力の強化に向けた都市機能の更新、安全なまちづくりに向け			

《政策目的の根拠》

(都市機能の更新)

〇都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)第 1 条及び第 123 条「この法律は、市街地の計画的な再開発に関し必要な事項を定めることにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。」

「国及び地方公共団体は、施行者に対し、市街地再開発事業に必要な資金の融通又はあっせんその他の援助に努めるものとする。」

〇デジタル田園都市国家構想総合戦略 2023 改訂版(令和5年 12 月 26 日閣議決定)

「地方都市のイノベーションカの強化及び大都市の国際競争力強化に向け、デジタル技術等を活用する優良な民間都市開発事業への支援等を通じ、都市再生を推進する。」

「多様な暮らし方を支える人間中心のまちづくりを実現し、持続可能な都市を形成するため、立地適正化計画の実効性向上や都市機能の高度化等、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりの取組が重要である。都市再生やコンパクトシティ形成の推進に当たっては、関係府省庁が連携して、施策の深化や効果的な支援策の検討等を行い、市町村等の取組を支援する。」

〇経済財政運営と改革の基本方針 2025(令和7年6月 13 日閣議決 定)

「都市機能の更なる集積と稼ぐ力の創出に向け、官民が協働して公共的価値も生み出す都市再生・国際競争力の強化、地域資源を活かした個性あるまちづくり、持続的なエリアマネジメントを促進する。」

〇地方創生 2.0(令和7年6月 13 日閣議決定)

「地域に人や投資を呼び込む域内の磁力と域外から稼ぐ力を強化し、誇りや愛着を持てる個性ある持続可能な地方の都市再生を推進するため、まちの顔にふさわしい民間都市開発プロジェクトの促進や、歴史まちづくりの裾野の拡大・加速、地域資源の保全・活用、公共空間等の更なる利活用による居心地が良く歩きたくなる空間の形成、多様な主体の参画によるエリアマネジメントなどを図るための制度改正や支援策の充実により、中心市街地を含め、地域の核となるまちを育てていく。」

(密集市街地の解消)

- 〇住生活基本計画(令和3年3月19日閣議決定) 「地震時等に著しく危険な密集市街地の解消とそれにあわせた地域 防災力の向上に資するソフト対策の強化、無電柱化の推進。」
- 〇国土強靱化基本計画(令和5年7月28日閣議決定) 「地震等に対し著しく危険な密集市街地の解消に向けて、道路や公 園の整備、老朽建築物等の除却・建て替え等のハード対策を進める とともに、より一層の安全性を確保するため、防災設備の設置(消防 水利、防災備蓄倉庫等)や防災マップの作成、消火・避難訓練の実 施等のソフト対策を促進する。」
- 〇地方創生 2.0(令和7年6月 13 日閣議決定)

「ソフト・ハードを組み合わせた総合的な事前防災を推進する。具体的には、災害に強いまちづくりや密集市街地の改善、流域治水の推進のほか、自衛隊員や消防職団員、大工等の担い手の確保や建設業者の災害即応力向上といった人材面の対応、気象情報の高度

		2	政策体系に	化、気象防災アドバイザーの活用等きめ細かな解説による地方公共団体等の防災対応支援、災害時の支援ネットワークの構築と被災地における迅速な救助・救援活動を可能にするための空港・港湾の広域防災拠点化、災害廃棄物の適正かつ迅速・円滑な処理のための廃棄物処理システムの強靱化等を進める。」 (都市機能の更新)					
			おける政策 目的の位置	政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する					
			付け	に包含					
				(密集市街地の解消)					
				政策目標4 水害等災害による被害の軽減					
				施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する に包含					
		3	租税特別措	(都市機能更新率)					
			置等により	令和 10 年度までに 47.0%とすることを目標とする。					
			達成しようと	※都市機能更新率とは、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべ					
			する目標	き地区等における宅地面積に占める4階建て以上の建築物の宅地 面積の割合をいう。					
				(地震時等に著しく危険な密集市街地の面積)					
				令和 12 年度までに概ね解消することを目標とする。					
				※地震時等に著しく危険な密集市街地とは、密集市街地のうち、延焼 					
				危険性又は避難困難性が高く、地震時等における最低限の安全性が確保されていない、著しく危険な密集市街地をいう。					
		4	政策目的に	評価対象の租税特別措置(以下「本措置」という。)により、市街					
			対する租税	開発事業の権利床の取得者に対し、税制上のインセンティブを提供					
			特別措置等	し、市街地再開発事業の円滑な施行を確保することで、都市機能の更					
			の達成目標	新及び地震時等に著しく危険な密集市街地の解消が図られ、政策目					
			実現による 寄与	的の達成に寄与することが見込まれる。					
9	有効性	1	適用数	令和2年度∶109 件					
	等			令和3年度: 142 件					
				令和4年度: 79 件					
				令和5年度:178 件 令和6年度:139 件					
				【算定根拠】					
				都市局から各都道府県及び各政令指定都市に対して実施した「税					
				制特例適用実態調査」の結果に基づき算定。					
				なお、「適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)において					
				は、本措置以外の租税特別措置と合算された数値のみしか公表され					
			'호 ロ #5	ていないため、これを用いることができなかった。					
		2	適用額	令和2年度:125,292 百万円 令和3年度:37,622 百万円					
				→ 〒和3年度: 37,622 日万円 → 令和4年度: 28,865 百万円					
				令和5年度:72,308 百万円					
				令和6年度:126,995 百万円					
				【算定根拠】					
				都市局から各都道府県及び各政令指定都市に対して実施した「税					
				制特例適用実態調査」の結果に基づき算定。					
				なお、「適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)において					

		,							
			は、本措置以外の租税特別措置と合算された数値のみしか公表されていないため、これを用いることができなかった。						
	3	減収額	令和2年度:38,600 百万円						
	3	减 4 又各負	令和3年度:1						
			令和4年度:8,						
			令和5年度:25						
			令和6年度:39						
			【算定根拠】	3,120 H 731	J				
			法人税の減	□□ 宮付 ト	記②の適用	ヨダロ 税率(′23 2%)を重	町る方法	
			により算定。	/ K IR 10 (10 () **	J 12.1 - 176 - 1	20.2707 27		
			こる/昇ん。 法人住民税の減収額は、上記の法人税減収額に法人税割に係る						
			税率(7.0%)を乗じる方法により算定。						
			法人事業税	の減収額は	は、外形法人	· 、及び外形	外法人のい	ずれもが適	
			法人事業税の減収額は、外形法人及び外形外法人のいずれもが適 用しうることを踏まえ、収入割の減収額につき上記②の適用額に3.4%						
			に乗じる方法に	こより算定し	八特別法人	、事業税の》	載収額につ る	き収入割の	
			減収額に 76.0	%を乗じる	方法により乳	算定したうえ	で、これらる	を合算する	
			方法により算え	ŧ.					
			よって、権利	変換等に。	より施設建築	整物の一部:	等を取得す	る権利等を	
			取得した場合の	の特例に係	る各税目に	おける減収			
			_	T			(単作	立:百万円)	
			年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
			法人税	29, 068	8, 728	6, 697	16, 775	29, 463	
			法人住民税	2, 035	611	469	1, 174	2, 062	
			法人事業税	7, 497	2, 251	1, 727	4, 327	7, 599	
			収入割	(4, 260)	(1, 279)	(981)	(2, 458)	(4, 318)	
			特別法人事	(3, 238)	(972)	(746)	(1, 868)	(3, 282)	
			業税	20 000	11 501	0 000	00 077	20 105	
			合計	38, 600	11, 591	8, 893	22, 277	39, 125	
			たむ 「海田宇能囲木の姓田に明せて起生事・/ 母変少/にもいて						
			なお、「適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)において は、本措置以外の租税特別措置と合算された数値のみしか公表され						
			ていないため、					A 2010	
	④ 効果	効果	《政策目的(80					 成しようと	
			する目標(8③)の実現状況》						
			(都市機能更新率)						
	令和2年度から令和6年度までの5年間における都市村					幾能更新率			
			の推移は次のとおりであり、本措置等により市街地再開発事業を促進することによって、「地方都市のイノベーションカの強化や大都市の国際競争力の強化に向けた都市機能の更新」という政策目的の達成に向けた効果が現れている。						
			令和2年度: 43.4% 令和3年度: 44.0% 令和4年度: 44.2% 令和5年度: 44.7% 令和6年度: 44.9%						
							14=11 -		
	本指標については令和 10 年度に 47.0%とすることをおり、その達成に向けて、引き続き本措置の継続が必要								
					≛続か必要	じめる。			
			(地震時等に著しく危険な密集市街地の面積) 所期には、地震時等に著しく危険な密集市街地を令和2				0.左座1-55		
			か 期には	、地震時等	に者しく危り	東な密集市	街地を令和	2年度に概	

ね解消することを目標としていたところ、令和2年度末時点で 2,219haと毎年度減少してきたものの、権利者の高齢化や権利関係 の輻輳、接道要件を満たしていない敷地の存在等により、整備が困 難で時間を要する密集市街地が残存し、目標を達成しなかった。そ のため、改めて、目標年度を令和 12 年度としたうえで、地震時等に 著しく危険な密集市街地を概ね解消することを目標とした。

令和2年度から令和6年度までの5年間における地震時等に著し く危険な密集市街地の面積の推移は次のとおりであり、本措置等に より市街地再開発事業を促進することによって、「安全なまちづくりに 向けた密集市街地の解消」という政策目的の達成に向けた効果が 現れている。

令和2年度: 2,219ha 令和3年度: 1,989ha 令和4年度: 1,875ha 令和5年度: 1,662ha 令和6年度: 1,347ha

上記のとおり、本指標については令和 12 年度に概ね解消することを目標としており、その達成に向けて、引き続き本措置の継続が必要である。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

都市機能更新率の数値は、都市局及び住宅局から地方公共団体に 対して実施した「都市機能更新率調査」を基に記載。

地震時等に著しく危険な密集市街地の面積は、住宅局から地方公共団体に対して作成を依頼した「地区カルテ」を基に記載。

《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》

(都市機能更新率)

本措置がなければ、市街地再開発事業の地区内権利者である法人が所有する土地等について権利変換等があった場合、実際にその権利の移転の対価として金銭を受け取るわけではないにもかかわらず、その土地等の簿価に応じた譲渡益について課税されることとなる(すなわち、担税力の有無にかかわらず課税されることになる)ため、市街地再開発事業の円滑な施行に著しい支障をきたすこととなる。

本措置により、市街地再開発事業の施設建築物の権利床を取得 しようとする地区内権利者である法人に対し、税制上のインセンティ ブが提供されることで、市街地再開発事業の施行の円滑化が図ら れ、都市機能の更新に資する。

(地震時等に著しく危険な密集市街地の面積)

上記のとおり、本措置により、市街地再開発事業の施行の円滑化が図られ、密集市街地の解消に資する。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 特になし

《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》

⑤ 税収減を是 認する理由 等

そもそも本措置は、市街地再開発事業においては、地区内の権利 者自らの意思にかかわらず、地区内に所有する土地等につき権利変 換等を受ける場合があるところ、このような強制的な資産の交換につ いては、法人税法における資産の交換特例と同様に、取得資産につき

13	前回の事前 評価の実施	評価又は事後	<u></u> 令和2年9月
12	評価結果の	反映の方向性	市街地再開発事業は、全国 181 地区(令和7年3月31日時点。都市局及び住宅局が地方公共団体に対して実施した市街地再開発事業の実施状況等の調査による。)で事業実施中であり、早期の事業完了が求められているほか、今後も新たな事業が予定されている。事業を円滑に実施し、政策目標を達成するため、引き続き存続すべき制度である。
11	有識者の見解		
10		① 和電べ等 他置け割 地体る が で	圧縮記帳をすることができることとすべきであることから、当然に措置されるものである。 また、本措置を適用した法人にあっては、取得資産に係る減価償却費が減少し、又は売却時の利益が増加することによって、適用時に繰延べた利益につき将来課税されることになるため、財政への負担が少ない。 さらに、本措置等により市街地再開発事業が推進されることにより、都市機能の更新が図られ、密集市街地の解消を通じ地震又は火災等による被害のリスクが低減される。加えて、市街地再開発事業には、次のよう効果がある(都市局及び住宅局が地方公共団体に対して実施した市街地再開発事業の完了地区の調査により把握した令和元年から令和5年までの間に事業完了した地区の平均値による)。 〇都市構造の改善効果・土地の高度利用:容積率が約3.5倍(約208%→約733%)・道路等の公共施設の整備:整備率が約1.2倍(約25%→約30%)・住宅の供給:約205戸/地区(計1万7千戸の供給)・防災性の向上:不燃化率の向上(約68%→100%) 〇民間投資効果・1地区あたり平均事業費約338億円よって、市街地再開発事業の推進による効果と措置の適用による減収(及び将来の増収)とを比較すると税収減を是認できるものと考えられる。 市街地再開発事業の権利床取得者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から極めて非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。 事業費に対する国庫補助は、市街地再開発事業の施行者に対して行うものである一方、本措置は、市街地再開発事業の根幹である権利変換を円滑に進めるため、権利者に対して行うものであるので、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。このように、国庫補助と税制上の特例それぞれが、事業に関係する各主体に支援措置を講じ、市街地再開発事業は、都市再開発の長期的かつ総合的なマスタープランである都市再開発で定めた押開発促進地区や高度利用地区等の地方公共団体が協力する相当性が認められる。